

## 第2 消防体制

### 1 消防力

#### (1) 消防組織と人員

令和5年4月1日現在における県下35市町村の消防組織の人員の状況は、表1のとおりである。

表1 市町村の消防組織の現況（各年4月1日現在）

区分		令和5年(A)	令和4年(B)	(A) - (B)
消防本部・署	消防本部数	11	11	0
	消防署数	33	33	0
	出張所数	59	59	0
	消防職員数	3,181	3,167	14
消防団	消防団数	42	42	0
	分団数	478	478	0
	消防団員数	17,245	17,763	△ 518

県下の消防機関は、11消防本部のうち4消防本部は市単独で、7消防本部は一部事務組合（構成31市町村）で消防本部を設置して、県内一円の災害の予防・鎮圧の活動を行っている。消防団については、各市町村1団以上の42消防団が存在し、地域住民の民生安定に寄与している。表2に見られるとおり、消防職員については令和5年4月1日現在で、3,181名であり、前年度より14名増加している。また、消防団員数については、前年度より518名の減少となっている。なお、消防団員数については毎年減少している。

近年の産業、経済の発展に伴って災害も複雑多様化し、国民の生命、身体及び財産を災害から保護するという国民福祉の確保、向上に直接寄与する消防活動の中で、年々装備の近代化や消防機関の充実強化が図られてきた反面、消防団員の確保に苦慮している市町村が多い。「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立や「消防団の装備の基準」の改正など、消防団員が地域の防災に果たす役割がますます大きくなっているため、今後とも団員の確保や処遇の改善に努めるとともに、機能の強化及び消防職・団員の資質向上を図ることが必要である。

表2 消防組織，消防吏員，消防団員の推移（各年4月1日現在）

	消防組織，消防本部・署				消防団			
	消防本部数	消防署数	出張所数	消防職員数	消防団数	消防団員数		
							うち女性	うち学生
R1	11	33	60	3,136	42	19,076	475	47
R2	11	33	60	3,156	42	18,666	474	77
R3	11	33	59	3,157	42	18,223	464	66
R4	11	33	59	3,167	42	17,763	485	80
R5	11	33	59	3,181	42	17,245	484	84

## 2 消防活動

消防活動は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、火災又は地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉に資することを究極の目的（消防法第1条）としているため、消防活動は非常に多岐にわたっている。

令和4年中の県内の消防職員・団員の出動状況をまとめたものが表3であり、年間の出動回数合計は203,501回、出動延人数合計は806,123人となっている。同年の出動回数を目的別に比較すると、救急が60.2%と突出して多く、次いで予防査察10.0%、演習・訓練等6.7%、広報・指導5.3%となっている。

表3 消防出動状況 R4.1.1～R4.12.31

	消防本部・署所		消防団		合計			
	出動回数	出動延人数	出動回数	出動延人数	出動回数	構成比	出動延人数	構成比
計	182,188	633,839	21,313	172,284	203,501	100%	806,123	100%
火災	573	12,300	405	8,652	978	0.5%	20,952	2.6%
風水害等の災害	206	953	256	8,732	462	0.2%	9,685	1.2%
演習・訓練等	8,873	47,822	4,834	53,822	13,707	6.7%	101,644	12.6%
救急	122,457	369,724	0	0	122,457	60.2%	369,724	45.9%
救助活動	1,249	24,167	2	2	1,251	0.6%	24,169	3.0%
広報・指導	6,095	19,866	4,768	22,887	10,863	5.3%	42,753	5.3%
警防調査	9,275	33,957	208	1,486	9,483	4.7%	35,443	4.4%
火災調査	594	3,082	1	9	595	0.3%	3,091	0.4%
特別警戒	5,295	16,467	2,796	24,917	8,091	4.0%	41,384	5.1%
捜索	14	230	14	163	28	0.0%	393	0.0%
予防査察	20,122	53,486	177	1,802	20,299	10.0%	55,288	6.9%
誤報等	968	10,087	69	719	1,037	0.5%	10,806	1.3%
その他	6,467	41,698	7,783	49,093	14,250	7.0%	90,791	11.3%

## 4 消防団員の処遇

消防団員に対する処遇は、消防責務の重要性にかんがみ、報酬、出動手当、公務災害補償、退職報償金の支給、消防賞じゅつ金・特別賞じゅつ金などの諸施策を講じており、年々その処遇の改善が図られている。

### (1) 報酬・手当

報酬、手当の支給については、市町村の財政力によってその支給額が異なっているが、逐次改善されている。

### (2) 公務災害補償制度

昭和 26 年に消防組織法が改正され、消防団員が公務により災害を受けた場合は、市町村が補償しなければならないことになっている。この制度の的確な実施を図るため、昭和 31 年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が公布され、公務災害補償の統一基準が定められた。更に同年消防団員等公務災害補償等共済基金法（現 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律）が制定され、損害補償に関する市町村の支払責任共済制度として基金が設立された。

この制度は、消防団員ばかりでなく、消防法第 25 条第 2 項又は第 29 条第 5 項の規定により消防作業に従事した者並びに同法第 35 条の 10 の規定により救急業務に協力した者で、損害を受けた者も同法第 36 条の 3 の規定により適用を受けることができる。

なお、非常勤の水防団員及び水防法の規定により水防に従事した者並びに災害対策基本法の規定により応急措置の業務に従事した者で、損害を受けた者にもそれぞれの法律により同様の補償制度がある。

### (3) 退職報償制度

#### ア 退職報償金制度

消防団員が永年にわたり勤続し、退団した場合、その労苦に報いるために、昭和 39 年に消防組織法の改正と同時に、消防団員等公務災害補償等共済基金法（現 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律）、同法施行令が改正され、消防団員に対する退職報償金制度が創設された。退職報償金の支給基準は、消防団員として 5 年以上勤続して退職した場合（死亡した場合は遺族）に市町村がその者に対して支給するもので、その基準（平成 26 年 4 月 1 日支払額改正）は表 4 によるものである。

表 4 退職報償金支払額表

(単位：千円)

勤続年数 階級	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
団 長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

## イ 消防庁長官の退職報償

消防庁においては、消防の活動あるいは勤務の特殊性にかんがみ、その労苦に報いるため昭和 36 年に消防団員退職報償規程を制定し、団員として 15 年以上勤続した場合は、下記の区分により消防庁長官から記念品（銀杯）と賞状が贈られる。

- 1 号報償・・・25 年以上勤務して退職した場合
- 2 号報償・・・15 年以上 25 年未満勤続して退職した場合

## ウ 知事の退職報償

県は、昭和 36 年に消防団員退職報償規則を制定し、団員として一定期間以上にわたって勤続して退職した場合は、その労苦に報いるため知事から賞状を贈呈している。

- A 消防団長、副団長の階級にある者 8 年以上
- B 分団長以下の階級にある者 15 年以上

表 5 知事の退職報償

年度別	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
報 償 人 員	394	498	454	427	382

## (4) 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合

消防団員が勤務遂行中に損害を受けた場合の公務災害補償制度については、さきに述べたとおりである。県においては、この制度の的確な運用と実施を図るため、地方自治法施行令第 211 条第 2 項の規定に基づき、共同処理する一部事務組合の設立について、昭和 27 年定例県議会に提案し、5 月 21 日に議決された。これに基づき、同日、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合として発足し現在に至っている。

### ア 組合の名称

宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合

### イ 組合の所在地

仙台市青葉区上杉一丁目 2 番 3 号  
宮城県町村会事務局内（宮城県自治会館内）

### ウ 加入市町村

11 市 20 町 1 村

（仙台、石巻、塩釜の各市は、この組合が結成される前に全国市町村会館内にある消防団員等公務災害補償等共済基金に加入している。）

### エ 組合事務の内容

- A 消防団員等の公務災害による補償に関する事務
- B 消防団員の退職に係る退職報償に関する事務
- C 消防賞じゅつ金に関する事務
- D 組合に関する一切の事務

## 5 消防表彰

### (1) 叙位・叙勲

叙位は、昭和21年5月3日の閣議決定により、死亡者のみを対象として取り扱われている。

叙勲は、死亡者の場合を除き停止されていたが、昭和28年9月18日の閣議決定に基づき、災害等に際し特に功労のあった者に対し叙勲されることとなった。その後、昭和38年7月12日の閣議決定により、国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉増進に寄与した功績が顕著な者を広く叙勲することとし、第1回生存者叙勲が昭和39年4月29日に行われてから、毎年春（4月29日）、秋（11月3日）の2回発令されている。また、社会経済情勢の変化に伴い、栄典制度の見直しが行われ、平成15年秋からは、著しく危険性の高い業務に精励した者（消防吏員）を対象とする危険業務従事者叙勲が春秋叙勲と同日付けで発令されている。

また、上記のように毎年定期に発令される春秋叙勲、危険業務従事者叙勲のほか、一定の年数以上勤務した功労者で、年齢88歳に達した際に叙勲される高齢者叙勲、国家又は社会公共に対して功労のある者が死亡した場合に叙勲される死亡叙勲、水火災現場等の特に危険な状況で身命の危険をおかして災害の防止等に努め、顕著な功労のあった者を叙勲する緊急叙勲等、随時勲等を叙するものがある。

直近5年間の春秋叙勲・危険業務従事者叙勲の受章者は表6のとおりである。

表6 春・秋叙勲受章者数

	平成30年度				令和元年度				2				3				4				合計	
	春	30危	秋	31危	春	32危	秋	33危	春	34危	秋	35危	春	36危	秋	37危	春	38危	秋	39危	春秋	危
受章者数	31	12	29	12	28	12	28	12	31	12	29	12	30	12	26	12	27	12	31	12	290	120
合計	43		41		40		40		43		41		42		38		39		43		410	

※ 「○危」とは「第○回危険業務従事者叙勲」を示す。

### (2) 褒章

褒章の種類は6種類であるが、このうち消防に関係あるものは次の4種類である。ただし、黄綬褒章については、生存者叙勲の復活により、昭和41年以降運用されないことになった。

紅綬褒章 身の危険を顧みず、人の生命を救助した者に授与される。

黄綬褒章 業務に精励し、他の模範と認められる者に授与される。

藍綬褒章 公共の福祉の増進に顕著な成績をあげた者に授与される。

紺綬褒章 公益のために私財を寄付し、功績顕著な者に授与される。（個人にあっては500万円以上、団体にあっては1,000万円以上）なお、寄付者が団体の場合には褒状が授与される。

直近5年間の褒章受章者は表7のとおりである。

表7 褒章受章者数

年度別	平成30年度	令和元年度	2	3	4
藍綬褒章	1	—	—	—	—
黄綬褒章	—	—	—	—	—
紺綬褒章	—	—	—	—	—

### (3) 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰

消防表彰規程に基づく表彰は、表彰時期による区分として定例表彰と随時表彰に大別され、これら功労に伴い死亡、又は障害の状態に至った場合は、賞じゅつ金を支給することができる。

#### ア 定例表彰

定例表彰は次の4種類で、毎年3月初旬に表彰が行われている。

- 功労章 行政功労で多年積み重ねられた功労に対して授与される。(消防吏員は消防司令長以上、消防団員は団長、消防教育職員は教頭以上が対象である。)
- 永年勤続功労章 永年勤続し、他の模範と認められる者に授与される。
- 表彰旗 消防力の拡充強化、消防職団員の教養及び火災の予防等が優秀で、他の模範と認められる消防機関に授与される。
- 竿頭綬 表彰旗の受章に準ずる消防機関に授与される。

直近5年間の定例表彰受章者は表8のとおりである。

表8 表彰規程に基づく受章者数

年度 種別	平成30年度	令和元年度	2	3	4
功労章	4	4	1	7	8
永年勤続功労章	78	78	80	78	77
表彰旗	1	1	1	1	—
竿頭綬	1	—	—	—	—

#### イ 随時表彰

随時表彰は次の7種類で、時期に関係なく上申の都度表彰される。

- 特別功労章 功労抜群で他の模範と認められる者に授与される。
- 顕功章 功労特に顕著な者に授与される。
- 功績章 功労多大な者に授与される。
- 国際協力功労章 国際緊急援助隊法に基づき当該地域に派遣され、その功労顕著な者に授与される。
- 顕彰状 職務遂行中に死亡した者に授与される。(上記表彰との重複受章は不可)

- 表彰状 功労顕著な者で、特別功労章、顕功章、功績章を授与されるまでに至らない者のほか、消防施設の整備改善、防災思想の普及又は消防職・団員の教育等消防の発展に功績のあった者に授与される。
- 賞状 功労が顕著と認められ、又は他の模範として推奨されるべき功績があると認められる者のほか、消防施設の整備改善、防災思想の普及等消防の発展に功績のあった者に授与される。

#### ウ 消防賞じゅつ金

消防賞じゅつ金制度は、昭和 37 年度から消防表彰規程の中に取り入れられたもので、「殉職者賞じゅつ金」「障害者賞じゅつ金」及び「殉職者特別賞じゅつ金（S58.4.1 創設）」の 3 種類がある。賞じゅつ金は、災害に際し一身の危険を顧みることなく職務を遂行中に殉職し、又は障害を受けた功労顕著な者に対して、その功労の程度に応じて最高 2,520 万円（殉職者特別賞じゅつ金は 3,000 万円まで）が支給される。

#### （４） 閣議決定事項に基づく表彰

閣議決定に基づく表彰は、毎年 7 月 1 日の「国民安全の日」、9 月 1 日の「防災の日」に功績顕著な者に対して表彰が行われている。この表彰には、内閣総理大臣が行うもの、防災担当大臣が行うもの、消防庁長官が行うものがあり、内閣総理大臣表彰は、消防庁長官が過去 1 年以内に表彰したもののうちから特に優秀と認められるものを内閣総理大臣に上申し表彰される。

また、昭和 63 年度から「119 番の日」（11 月 9 日）の表彰として、消防功労者に対する総務大臣表彰が行われており、平成 23 年度については、東日本大震災に際し特に顕著な功績があった団体が表彰された。

本県の令和 4 年度受章者はいない。

#### （５） 知事表彰

消防関係功労者に対する知事表彰は、昭和 26 年に制定された消防功労者表彰規定に基づき行ってきたものであるが、県が行う表彰制度の一元化により、この規定を廃止し、従前の内容を包含した新たな表彰規則（昭和 42 年 9 月 1 日宮城県規則第 63 号）を制定し、実施している。

また、消防賞じゅつ金規則（昭和 47 年 3 月 3 日宮城県規則第 6 号）が規定され、消防職・団員が消防業務に従事し、一身の危険を顧みることなくその業務を遂行して傷害を受け、そのため死亡又は重度障害の状態となった功労顕著な者に対して、その功労の程度により賞じゅつ金が支給されることになった。

さらに、殉職者特別賞じゅつ金も昭和 59 年 4 月 1 日に創設されている。

直近 5 年間の知事表彰受章者数は、表 9 のとおりである。

表 9 知事表彰受章者数

年度別 区分	平成30年度	令和元年度	2	3	4
功労章	44	44	44	44	44
永年勤続章	400	415	415	414	400

#### **(6) 公益財団法人日本消防協会表彰**

日本消防協会で行う表彰は、日本消防協会表彰規定に基づいて行われるもので、「表彰旗」「竿頭綬」「功績章」「精績章」「勤続章」「現場功労章」の6種類である。

#### **(7) 公益財団法人宮城県消防協会表彰**

宮城県消防協会で行う表彰は、宮城県消防協会表彰規定に基づいて行われるもので、「表彰旗」「竿頭綬」「功績章」「永年勤続章」「勤続章」「現場功労章」「表彰状」「感謝状」の8種類である。